

■ 基本方針

ひとりひとりの特性や状況に応じて、誰もが読書に親しめる環境の整備

■ 主な観点

ひとりひとりの特性に応じた読書環境の整備・充実、読書バリアフリーの普及・啓発

- ・アクセシブルな書籍等の提供・充実
 - ・市立図書館や点字図書館の設備・機器・サービスの整備・充実
 - ・積極的な情報発信
 - ・アクセシブルな書籍等や利用支援機器の周知
 - ・各種サービス（市立図書館、点字図書館、サピエ図書館、国立国会図書館）の周知
- 読書バリアフリーに関わる人や機関のネットワークづくり、人材育成
- ・関係施設・団体との連携
 - ・人材育成、研修

■ 目標（成果・進捗把握）

読書に関する支援を必要とする人と適切な支援とを結びつける

【指標】市立図書館におけるアクセシブルな書籍等の貸出点数

読書バリアフリーに関する市民全体の認知度の向上

【指標】市立図書館における読書バリアフリー啓発イベント・展示等の実施回数、参加者数

■ 策定時期

令和8（2026）年12月（予定）

■ 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

法的根拠

- 令和元（2019）年6月成立の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第8条第1項に、各市町村で計画を策定して視覚障害者等の読書環境の整備を推進するよう努めるとされている。
- 令和3（2021）年3月に大阪府教育庁が「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定、令和8（2026）年3月には第二期計画が策定されている。

大阪市の現状と課題

- 「大阪市障がい者支援計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」、「大阪市教育振興基本計画」、「第5次生涯学習大阪計画」、「第5次大阪子ども読書活動推進計画」、それぞれの中での読書や情報保障に関する施策を位置付け、取組を進めている。
- 読書に困難がある人の割合に比して、各種サービスが届いていない状況である。

計画のポイント

- 視覚障がい者だけでなく、発達障がい者、寝たきりや障がい等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、外出困難等、読書に困難を抱える人を念頭に置く。
- 本や情報と人の間にある「障がい」を取り除くことを目指す。読書バリアフリー法や国の計画は主に医学モデルによる言及だが、本市の計画では可能な限り、社会モデルに立脚して表現するように努める。
- 読書バリアフリーに関する各種サービスの広報・啓発を図り、ニーズを顕在化する。
- 市民、事業者の読書バリアフリーに関する理解促進を図る。
- 課題整理を行い、関係機関との連携を強化して施策の充実を図る。